

R7 選択型厚生事業助成 対象品目等一覧表

※全事業で食料品・消耗品・生活用品・装飾品・家電(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電話機(スマホ含む)、照明器具などの生活家電)は対象外

区分	対象事業	概要 (対象者)	対象品目	更に事業別 除外品目
健康増進	① 人間ドック助成	会員が受診するドックに対する助成	○ 共済組合が実施する、人間ドック(1泊2日・日帰り・脳)健診料金の自己負担額	入院・診療費用等
	② 健康管理助成	会員が健康の維持管理、健康管理器具を購入したとき ※「歯科矯正」と「予防接種」は 家族 も対象	○ 健康管理(鍼・灸・あんま・マッサージ・歯科矯正(不正咬合)・指圧・整体・カイロプラティック) ○ 健康器具(ヘルスマーター・体脂肪計・血圧計・体温計・万歩計・マッサージ器・空気清浄機・浄水器・加湿器等) ○ 視聴覚矯正用品(眼鏡・コンタクトレンズ(視力矯正)・補聴器等) ○ 医療用器具(低周波治療器・矯正ギプス・吸引器・吸入器・洗浄機等) ※原則医療用承認がされている器具がのぞましい ○ トレーニング器具(エルゴメーター・ルームランナー・腹筋マシン・バーベル・ダンベル・エクササイズボール・エキスパンダー等) ○ スポーツ・アウトドア用品(各種スポーツ用具・器具・測定器・スポーツウェア・シューズ・登山・キャンプ用品等) ○ 個人で申込みした、人間ドック及びオプション料金・健康診断料・予防接種 ※領収書に人間ドック等記載のあるもの	保険診療による施術料 美容 整容 整形 ファッション 一般的な衣料品 サプリメント プロテイン 医薬品
	③ スポーツ施設等利用助成	会員がスポーツクラブ等を利用したとき	○ 健康教室・各種スポーツクラブ・スポーツ教室・ジム・道場等の入会金・受講料・年会費 ○ トレーニング施設・体育館・温水プール等の利用料、太極拳・ヨガ教室等の参加費 ○ ゴルフ場・ボウリング場の利用料(レンタル料金含む)、マラソン等大会の参加費	
元氣回復	④ 旅行助成	会員及び会員に同行した家族が旅行したとき	○ 旅行に係る費用(宿泊、交通費(高速代などを含む)、レンタカー料金) ○ 旅行会社が企画する国内・海外・日帰りツアーの参加費 ○ 日帰り温泉等の利用料	公務による宿泊、交通費等 お土産・記念品代、 <u>ガソリン代</u>
	⑤ 厚生施設利用助成	会員及び家族が厚生施設を利用したとき	○ テーマパーク・遊園地・動植物園・水族館等の入園料・入館料・入場料、観光ロープウェイ・遊覧船などの乗り物代金 ○ 野球・サッカー・相撲・F1・K1等のスポーツ観戦料(プロ・アマは問いません)・サーカス・マジックショー観覧等料金 ○ スキー場(リフト券・シーズン券は購入時の領収書添付、レンタル料金も対象)	お土産・記念品代
	⑥ 芸術文化助成	会員及び家族が芸術鑑賞・文化施設等を利用したとき	○ コンサート・演劇・ミュージカル・歌舞伎・落語・映画等の入場料・年会費 ○ 美術館・博物館・歴史資料館等の入館料・年会費 ○ 神社・仏閣等の拝観料 ○ 講演会・展覧会・博覧会等の入場料	
自己啓発	⑦ 資格取得助成	会員が各種資格取得をするとき	○ 資格取得の受講料、受験料、大学・各種学校等の入学金・授業料 通信講座等の入会金・受講料・教本(書店購入可) ○ 技能・知識習得・各種教室の入学金・授業料及びそれらに係る教材・機械等の費用	各種免許の更新料金等 (義務的経費のため)
	⑧ 教養研修助成	会員が自己啓発で、趣味や余暇活動に係る受講料や書籍、機具、機器等を購入したとき	○ 習い事代金や道具、教材代金 (茶道・華道・書道・絵画・写真・園芸・英会話等) ○ 通信講座・教養・研修等の受講料やそれに必要な教材や機器の購入代金 ○ 趣味や余暇活動のために必要な書籍や機具、機器(パソコン、楽器、DVD等)の購入代金	ファッション 家具
育児・介護助成	⑨ 育児・介護助成	会員の育児、介護に対する助成	○ 保育料(保育園・幼稚園・学童保育・託児所) 口座振替の場合・・・通帳名義と金額が確認できるページの写しを添付 集金袋の場合・・・金額・領収印が確認できるものの写しを添付 (入園許可証の写しは不要) ○ 介護サービス利用料(ホームヘルパー利用、デイサービス利用等) ○ 育児器具・用品・・・ベビーカー・チャイルドシート・ベビーベッド、抱っこひも・搾乳機・哺乳瓶等、おむつ ○ 介護器具・用品・・・車いす・介護用ベッド・シルバーカー・杖等、大人用おむつ	衣料品 ミルクなどの食品

◆この事業での家族 = 被扶養者及び被扶養者以外の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹をいいます。